

見附市告示第158号

いきいき健康づくりセンター運営に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

見附市長 稲田亮

いきいき健康づくりセンター運営に関する要綱の一部を改正する要綱

いきいき健康づくりセンター運営に関する要綱（平成16年見附市告示第99号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

附 則

この要綱は、令和7年12月29日から施行する。